

平成31年3月19日

**都市計画道路宮内新横浜線（子母口工区）道路整備事業に係る
条例環境影響評価審査書の公告を行いました。**

当該指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例第25条第1項の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
名称：川崎市
代表者：川崎市長 福田 紀彦
所在地：川崎市川崎区宮本町1番地
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
名称：都市計画道路宮内新横浜線（子母口工区）道路整備事業
所在地：川崎市高津区子母口地内
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成31年3月19日（火）
- 4 事業内容等に関する問合せ先
名称：川崎市建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所
所在地：川崎市中原区下小田中2丁目9番1号
電話番号：044-755-2277

（川崎市環境局環境評価室 藤田担当）

電話（044）200-2152

都市計画道路宮内新横浜線（子母口工区）
道路整備事業に係る条例環境影響評価審査書

平成31年3月

川 崎 市

目 次

はじめに.....	1
1 指定開発行為の概要.....	2
2 審査結果及び内容.....	3
(1) 全般的事項.....	3
(2) 個別事項.....	3
ア 大気質.....	3
イ 騒音・振動.....	3
ウ 景観.....	4
エ 地域交通（交通安全、地域分断）.....	4
(3) 環境配慮項目に関する事項.....	4
3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過.....	5

はじめに

都市計画道路宮内新横浜線（子母口工区）道路整備事業（以下「指定開発行為」という。）は、川崎市（以下「指定開発行為者」という。）が、高津区子母口地内の約 245m の区間において、道路の新設を行うものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 30 年 11 月 27 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書（以下「条例準備書」という。）を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したが、市民等からの意見書の提出はなかった。

本条例環境影響評価審査書（以下「条例審査書」という。）は、これらの結果を踏まえ、条例準備書の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：川崎市

代表者：川崎市長 福田 紀彦

住 所：川崎区宮本町1番地

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：都市計画道路宮内新横浜線（子母口工区）道路整備事業

種 類：道路の新設又は車線の増設（第3種行為）

（川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第1の11の項に該当）

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：高津区子母口地内

延 長：約245m

計画幅員：22.0m

用途地域：第一種住居地域、準住居地域

(4) 計画の概要

ア 目的

道路の新設

イ 道路計画

項 目	内 容
区 間	起点 高津区子母口 301-1 番地（計画区間北側） 終点 高津区子母口 791-20 番地（計画区間南側）
延 長	約 245m
道路の区分	第 4 種第 1 級
設計速度	60km/h
計画幅員	22.0m
車 線 数	供用時：2～3 車線 将来完成時：4 車線（片側 2 車線）

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、道路の新設であり、工事中や供用時における環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を実施するとともに、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、問合せ窓口等について周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将来濃度（1時間値の最大値：0.361ppm）が短期曝露の指針値の上限（0.2ppm以下）を上回ると予測していること、計画区間が住宅等に近接していることから、窒素酸化物の排出量をさらに低減するため、積極的に最新の排出ガス対策型建設機械を採用していくなど、一層の低減対策を徹底すること。

イ 騒音・振動

(ア) 騒音

工事中の建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値（89.2デシベル）が環境保全目標（85デシベル以下）を超過すると予測していることから、著しい騒音が発生する工種については、できる限りの低減措置を検討し実施すること。また、計画区間が住宅等に近接していること、排水性舗装劣化による騒音抑制機能の低下が考えられることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

計画区間が住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を

図ること。

ウ 景観

道路構造物の形状、色彩等については、当該地区の景観形成方針を踏まえ、市関係部署と十分協議すること。

エ 地域交通（交通安全、地域分断）

(ア) 交通安全

計画区間及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、計画区間を横断する市道は通学路に指定されていることから、事業の実施に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し、工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

(イ) 地域分断

本事業の実施による生活環境への影響が懸念されていることから、地域分断の緩和に向けた内容を計画区間周辺の住民等に対し説明するとともに、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「ヒートアイランド現象」、「光害」、「地震時等の災害」、「地球温暖化」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成30年 11月 27日	指定開発行為実施届の受理及び条例準備書の受領
12月 4日	条例準備書公告、縦覧開始
平成31年 1月 17日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 なし
3月 19日	条例審査書公告、指定開発行為者宛て送付